

## 「富士山火山防災で国の関与強化」

予算委分科会で古屋担当大臣の答弁引き出す  
避難、観測態勢を質問し有識者検討会の提言に反映

4月15日の衆院予算委員会第一分科会（内閣府所管）で、富士山火山防災対策に関して、古屋圭司防災担当大臣に国の取り組みについて質問しました。

古屋大臣からは以下のような答弁を頂きました。

- ① 災害対策基本法を改正し、国と地方の連携強化を図る。
- ② 警戒レベル4「避難準備」で関係省庁の職員を派遣する。
- ③ 臨時の観測体制を敷き、国、県、市町村で情報の一元化を図る。
- ④ 降灰による避難計画づくりに国も参加する。
- ⑤ 4月から火山防災マップ作成指針を関係者に通知している。

ーなどが主な内容です。

内閣府の有識者検討会が5月16日、火災流や降灰被害に対する活火山の大規模噴火対策に関する提言をまとめましたが、災害対策基本法の改正や、観測態勢の強化、住民避難対応での国の関与の強化など、4月15日の予算委員会分科会での質疑が提言に反映されています。

◇衆院予算委員会第一分科会での質問と答弁は以下の通りです（要約）。

《改正災害対策基本法改正し国と地方の連携義務盛り込む》

堀内詔子：現在、富士山火山防災対策協議会で広域避難計画が検討されているが、富士山が噴火した場合には、被害や影響が広範囲に及ぶため、実際の運用となると難しいことが予想される。避難指示などの最終的な判断は市町村が行うことになっているが、毎日多岐にわたる仕事を忙しくこなしている市町村長が、避難開始時期の判断を適切に行うことは難しいのではないかと思う。この点、国や火山専門家による支援が必要ではないか考えるが、政府の見解を伺いたい。

古屋国務大臣：市町村長が、避難の判断を適切に行うためには、やはり国、火山の専門家による支援が必要。4月12日に閣議決定をした災害対策基本法の改正案には、市町村長から避難指示に関して助言を求められた国または都道府県に、応答義務を課すことを盛り込んでいる。内容は、「助言を求められた指定行政機関の長もしくは指定地方行

政機関の長または都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする」というものの。国と地方がしっかり連携して対応していくことがこの法案にしっかり盛り込まれている。早く成立していただくことを期待している。

#### 《警戒レベル4「避難準備」段階で国も現地に連絡室》

堀内詔子：富士山噴火が発生した場合は、少なくとも山梨県、神奈川県、静岡県圏域で大きな影響が及ぶと想定される。災害による被害をより抑えるためには、災害が発生する前から3県域の市町村が情報を共有し、連携して、避難勧告の発令、避難のための移動経路の指定など、整合のとれた応急対応が必要。そのためには、国や県が強い調整機能を発揮することが期待される。災害が発生する前の段階から国の機関が現地に入り調整に当たることが必要であり、噴火警戒レベル4が発表される状況においては、国が県や市町村の災害対策本部と同じ場所に現地組織を設置する必要があると思う。

古屋国務大臣：警戒レベルが1から5あり、5は「避難」で、4は「避難準備」。4の時点では噴火は起きていないし被害も発生していない状況になる。国は、火山活動の高まりに応じて、内閣府ほか各省庁の職員を現地にまず派遣し、避難が実際に必要となる前のレベル4という段階で、県や市町村の災害対策本部などと合同会議を開催する体制を構築する。国が関係機関との総合調整を担うことになっている。現地連絡室をつくり、国や地方公共団体、あるいは専門家にメンバーとなっただき、合同会議を開催して、事前の対応協議、調整などをしていくことを考えている。レベル4の段階でも、国としては十分に対応していきたい。

#### 《航空機や衛星使い、観測情報は市町村の対策本部と一元化》

堀内詔子：富士山が噴火した際に市町村が最優先に知りたい情報は、噴火口の位置と噴火のタイプ、それに噴火による被害の推移予想である。噴火口の位置と噴火のタイプなどに関する情報の精度が信頼性の高いものであることが必要だ。さらに、その情報が県、市町村の対策本部に早く伝達されなければならない。この種の情報収集の努力と一元化、情報の速達などの環境を整備していくことが非常に大切であると思う。

古屋国務大臣：国の火山の監視観測機関が徹底的に連携する。例えばヘリコプターとか航空機、あるいは時には衛星も使って、そういった情報を収集する機材を効果的に活用し、臨時に観測体制を強化する。各関係機関が収集した情報は、国や県、市町村の災

害対策本部の合同会議に全部一元化する。火山の専門家を入れて、情報に応じた適切な防災対応をとり、富士山がもし噴火した場合には、そういう連携体制、そして情報を的確に示し、そうすることが、避難も適切に行われる。国としても対応を徹底していきたいと考えている。

#### 《火山灰10センチで道路混乱。国が避難計画策定に参画》

堀内詔子：数10センチの火山灰の堆積があれば、移動が困難になるなど、さまざまな問題が生じると思う。火山灰の対策をどのように進めていくべきと考えているか。

古屋国務大臣：藤井敏嗣東大教授が、火山灰が10センチぐらいで交通に支障が発生し、ほとんど麻痺するのではないかと指摘している。例えば、横浜では10センチぐらい積もると言われ、東京都内でも5センチぐらい積もるのではないとも言われ、混乱が予測される。一方、山麓地域は数10センチで混乱が起きる可能性があり、車による移動は多分できなくなる。避難がおくると孤立するという懸念も出てくる。強度の劣る建物は崩壊してしまうかもしれない。多雨の季節なら、土石流が生じる危険性もある。火山灰が数10センチ堆積する前に避難をするということが大切になる。各地域の実情に応じた避難基準を検討していく必要がある。富士山火山防災対策協議会で降灰を対象とした避難計画の検討を本年度から行うということになっており、国としても、必要な情報を積極的に提供しながら、その検討に参画し、協力をしていきたいと考えている。

#### 《火山防災マップ作成指針を4月から関係者に通知》

堀内詔子：最近、富士山の噴火の可能性についてメディアで取り上げられる機会も多くなってきているが、観光客が減るのをおそれて噴火の可能性について言及をさけるのではなく、積極的に防災体制を整備していくことが地元の安心安全のためにも観光客の誘致のためにも必要と思われる。富士山は今すぐ噴火の発生を懸念する状況にはないと考えられるが、富士山噴火への関心を風化させない機運づくりのため、住民などへの啓発が重要である。住民への啓発活動について、政府としてどのような支援を考えているか。

古屋国務大臣：「冷静に正しく恐れていただく」ということが大切。それによって、事前防災、減災をどうするか、どう避難するか、そういうこともあわせて考えることができる。内閣府は関係省庁と協力して、今年の3月30日、火山防災マップ作成指針と

いうのをつくり、既に4月上旬から関係者に通知している。さらに平成21年から、火山災害対応の経験者を火山防災エキスパートとして任命して、火山地域に派遣している。一般住民向けの防災セミナーにも派遣をしている。正しい知識を得るということは、正しく避難するということにもつながる。そういう取り組みは、しっかり国も関係者と連携して取り組んでいきたいと考えている。

《国道139号線の4車線化など避難道路の整備を要望》

堀内詔子：最後に、国道139号線の4車線化や富士宮鳴沢線の拡幅、さらには富士山麓から甲府盆地方面へ抜ける道路の整備なども推進するよう、願います。地元住民の、そして観光客の噴火時の避難、輸送道路としてぜひ必要であり、世界に先駆けて噴火に対し万全な防災体制を構築していれば、これまで以上に海外の注目を集めることになる。富士山の世界文化遺産への登録は、火山大国日本の火山防災体制がいかに充実しているかを世界に大きく知らしめるよい機会になるのではないかと思います。